発議第6号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成25年4月15日提出

提出者 伊賀市議会議員

生中 正嗣

近森 正利

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

安本美栄子

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例(平成16年伊賀市条例第291号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第1号中「10人」を「8人」に改め、同号中ケをコとし、カからクまでを キからケまでとし、オの次に次のように加える。

カ 市政再生室の所管に属する事項

第2条第2項第2号及び第3号中「9人」を「8人」に改め、同項第4号中「27人」を「23人」に改め、同項第5号中「26人」を「22人」に改める。

第4条第2項中「9人以内」を「8人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。